

八尾市老人福祉施設の運営における暴力団員等の排除に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、八尾市老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年八尾市条例第51号。以下「条例」という。）、八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）及び八尾市暴力団排除条例施行規則（平成25年八尾市規則第70号）の規定に基づき、八尾市における養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの運営から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例に定めるもののほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 養護老人ホーム等 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームをいう。
- (2) 役員等 法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は養護老人ホーム等を管理する者

(照会)

第3条 養護老人ホーム等の役員等は暴力団員及び暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当する者であってはならない。

2 市長は、養護老人ホーム等の役員等が暴力団員等に該当するか否かについて確認を行う必要があると認めるときは、大阪府八尾警察署長に照会をするものとする。

(書面の提出)

第4条 次の各号に掲げる申請又は届出（以下「申請等」という。）を行う者は、当該申請等に係る申請書又は届出書に、前条第1項の規定についての誓約及び前条第2項の規定についての同意をする旨を記載した誓約書（様式第1号）を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム 老人福祉法第15条第3項の規定による届出、同法第15条第4項の規定による認可の申請及び同法第15条の2第2項の規定による変更の届出（役員等の氏名の変更に係るものに限る。）
- (2) 軽費老人ホーム 社会福祉法第62条第1項の規定による届出、同条第2項の規定による許可の申請、同法第63条第1項の規定による届出及び同条第2項の規定による変更の許可の申請（役員等の氏名の変更に係るものに限る。）

(措置)

第5条 市長は、第3条第2項に規定する照会の結果、養護老人ホーム等の役員等が暴力団員等に該当することが判明したときは、老人福祉法又は社会福祉法の規定に基づく措置を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。